

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	法令番号	昭和25年法律第137号	
手続名	工作物建造許可等の取消、無許可行為の中止、復旧命令等	根拠条項	第39条の2第1項	
処分基準	<p>第39条の2第1項の規定による命令については、当該処分の名宛人が同法第39条第1項又は第5項の規定に違反した場合又は法令に基づく行政庁の処分に違反し、又は偽りその他不正な手段により同法第39条第1項の許可を受けた場合において、違法性の程度、漁港の保全の観点から命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断するものとする。</p> <p>また、処分の内容については、処分の原因となった違法行為の違法性又は不当行為と処分の程度との相当性、類似の違反行為があった場合に比べ不当に差別的な取り扱いとならないこと等を勘案して判断することとする。</p>			
	対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 農林事務所	交付機関 農林事務所